

市第 187 号議案 旅館業法施行条例の一部改正

1 提案理由

「少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 60 号）の施行に伴い、現行の少年院法（昭和 23 年法律第 169 号）が廃止され、新たな少年院法（平成 26 年法律第 58 号）が公布されました。

この法律の施行により、旅館業法施行条例（以下「条例」という。）第 2 条第 1 項第 4 号が変更になるため、条例の改正を行います。

2 条例改正の内容

条例第 2 条第 1 項第 4 号で引用している少年院について、現行の少年院法の第 2 条第 1 項で規定する少年院から、新たな少年院法の第 3 条で規定する少年院に変更します。

現行	改正案
旅館業法施行条例 (社会教育施設等) 第 2 条 法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する 条例で定める施設は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>少年院法(昭和 23 年法律第 169 号)</u> <u>第 2 条第 1 項に規定する少年院</u> (5)～(7) (略)	旅館業法施行条例 (社会教育施設等) 第 2 条 法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する 条例で定める施設は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>少年院法(平成 26 年法律第 58 号)</u> <u>第 3 条に規定する少年院</u> (5)～(7) (略)

3 施行日

新たな少年院法の施行日とします。

なお、新たな少年院法は平成 26 年 6 月 11 日に公布され、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとなっています。